

## 医事救護要項

### 1 目的

全国中学校スケート大会に参加する大会関係者及び観客等に対する医事救護に万全を期するため、競技会場内に救護室を設置し、快適な条件のもとに最良の競技、運営、取材及び観覧ができるよう医療機関と十分な連携を図る。

### 2 基本方針

- (1) 長野市医師会及び長野市保健所の協力を得て、各競技会場に救護室を設置する。
- (2) 救護室には、医療機関から派遣された医師、看護師、または長野市保健所から派遣された保健師を配置する。
- (3) 医療機関については、長野市医師会の協力を得て、いずれの医療機関でも速やかに受診できるようにする。
- (4) 夜間・休日については、夜間診療当番医院・休日診療当番医院で受診できるようにする。
- (5) 救急車については、長野市消防局との連携により、対応に万全を期する。
- (6) 宿舎における対応に万全を期するため、宿泊等取扱事業者と連携し、参加者の宿泊状況の把握及び緊急時の連絡体制を確立する。

### 3 競技会場における医事救護

- (1) 各競技会場に次のとおり医事部医事救護係を編成する。

要員	人数	勤務場所及び備考
医事部長兼医事救護係長	1名	救護室（各会場）
医師	1名	救護室 ※ 競技日・スピード会場のみ
看護師	1名	救護室 ※ 競技日・スピード会場のみ
保健師	1名	救護室 スピード会場 練習日（2/2）のみ フィギュア会場 全期間中
救護担当	1名	リンクサイド（各会場）上記の者が兼務

- (2) 救護室の開設時間は、開催日の開館時間から閉館時間までとし、必要に応じて開設時間を変更する。
- (3) 救護室の設備等
  - ア 救護室内は、患者を収容するため内部を見えないよう配慮するとともに、清潔・整頓に留意し、部外者の立ち入りは一切禁止する。
  - イ 救護室の位置を明示するため会場内に看板等（誘導表示）を設置する。
  - ウ 救護室に簡易ベッドを備える。
  - エ 応急処置の万全を期するため、医薬品、医療器具その他必要な物品を備える。
  - オ 大会関係者名簿を置く。ただし、原本は大会本部で保管する。

- (4) 医事救護係の業務
  - ア 患者に対して応急処置及び軽易な治療。
  - イ 患者を医療機関に移送する必要があると認めたときは、直ちに救急車の出動を要請し、患者及び付添者とともに移送する。
  - ウ 移送医療機関への連絡。
  - エ 患者の監督等責任者への連絡。
  - オ 救急患者を処置したときは、「救急患者発生速報」により、直ちに会場責任者に報告する。
  - カ 長野市保健所への連絡（食中毒・インフルエンザ・ノロウイルスの発生時等、必要に応じて実施）。
  - キ 救急薬品等の補充。
  - ク 翌日勤務予定の医師、看護師等への連絡・確認。
- (5) 医療機関での受診方法及び医療費の負担
  - ア 患者は、受診の際は保険証を医療機関に提出することとする。
  - イ 医療機関は、患者の医療費については直接本人へ請求するものとする。
- (6) 事務処理
  - ア 患者が発生した場合は、「救護台帳」へ記載する。
  - イ 必要に応じ、患者又は引率者等に対し「受診依頼書」を交付する。
  - ウ 医療機関に移送した場合、患者の所属校責任者は「救護報告書」を作成し、当該会場本部に提出する。
  - エ 当日の業務終了後、「救護日誌」を作成し、その概要を会場責任者へ報告する。
  - オ 大会終了後、「取扱患者一覧表」を会場責任者へ提出する。

#### 4 宿舎における医事救護

- (1) 連絡体制の確立
  - 宿泊・輸送・弁当取扱事業者（旅行代理店）との連携により参加者の宿泊状況を把握し、緊急時等の連絡体制を確立する。
- (2) 宿舎における対応
  - 宿舎提供者（宿泊施設）は、大会参加者が宿舎において発病した場合、最寄りの医療機関を紹介、もしくは救急車を要請して対応するとともに、速やかに長野市実行委員会（各会場責任者）に報告する。

#### 5 インフルエンザ・新型コロナウイルス・ノロウイルス等への対応

- (1) 予防措置
  - 各競技会場及び宿舎の入口等に手指消毒薬を設置する。
  - 監督又は引率者等は、参加選手にうがい、手洗い、マスク着用などの予防に努めるとともに、「健康監察記録」により、参加者全員の健康監察を行うものとする。
- (2) 受診（症状が確認された場合）
  - 発熱（37.5℃以上）・関節痛・筋肉痛・喉の痛み・頭痛・全身の倦怠感・鼻水または鼻づまり・咳など、インフルエンザ様症状が確認された場合は、医療機関の指示を受けた上で受診する。
- (3) 会場本部への報告

医療機関受診後は、感染の有無に関わらず「受診報告書」により会場本部に報告する。

(4) 二次感染の予防措置

ア 感染者及び発病者

大会への参加について不参加とし、必要に応じて他の参加者と隔離する手段を講じる（救護所、宿泊施設の別室用意等）。監督又は引率者等は「罹患届出書」を会場本部に提出する。

イ 濃厚接触者（感染の恐れのある者）

大会への出場については、参加各校の責任者の判断によるものとする。

責任者は、関係医療機関等の指導・指示を仰ぐなど、二次感染防止を念頭に最善の判断を行うこと。

ウ 大会期間中の二次感染の対応

感染（発病）が発生した場合、会場本部及び大会本部は、医療機関、保健所等と連携・協力し、適切な指示、指導の徹底を図り、二次感染の防止に努めるものとする。

(5) 学校閉鎖、学級閉鎖等にある大会参加校

ア 参加の可否の決定

当該中学校及び中体連は、選手らの健康観察を迅速かつ的確に実施し、これらの情報を踏まえ慎重に派遣の可否を決定する。なお、可否の決定は長野市実行委員会に報告しなければならないものとする。

イ 不参加の場合の補充

■大会申込前 — 補充については、当該中体連及び競技部に一任される。

■大会申込後 — 補充のための大会出場は認めない。